第3次 恵那市行財政改革大綱 (案)

1. 新大綱の策定

恵那市では平成18年3月に「恵那市行財政改革大綱」、平成23年3月には「第2次恵那市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に関する基本的な考え 方や方針を示し、具体的な取組事項を定めた行動計画の実行によって行財政改 革を進めてきました。

合併後の地方交付税の優遇措置の縮減や少子高齢化・人口減少社会が進行する中、今後の恵那市の自治体経営は、これまでの行財政改革等の成果や課題を踏まえつつ、第2次行財政改革大綱で掲げた「経営と協働でさらなる改革」をさらに発展させ、より持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。そこで、本市の行財政改革の指針となる第3次行財政改革大綱を策定します。

2. 大綱の概要

(1) 基本理念

これまでの行財政改革の取り組みを踏まえながら、「ALL恵那市」の行政運営を根本に据えます。さらに、地域のさまざまな資源(ヒト・モノ・情報)を有機的に結びつけつつ住民自治を確立するために、コスト意識やスピード感などの感覚をもって「地域を経営」する総合行政主体へと変革することをめざして、本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

「地域経営力の向上による持続可能なまちづくり」

(2) 基本方針

地域経営型の総合行政主体へと変革を進めるため、本市では次の2つを基本方針とします。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

地域経営の考え方をもとに、成果重視の行政運営や目標管理型の評価手法を 積極的に取り入れ定着させながら、市民サービスの充実と適正化、自治のしく みの充実、職員の意識改革と人材育成、効果的な政策評価などに取り組み、戦 略的な行政経営と行政サービスの質の向上を図ります。

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)

多様化する市民ニーズに対応しつつ、社会経済情勢の変化や厳しい財政環境 に的確に対処していくために、公の施設の適正配置と効率的な運営、持続可能 な財政構造の構築、効率的な組織運営、的確な事務事業の実施など、時宜に適 った見直しを行い、簡素で効率的な行政経営をより一層推進します。

(3) 取組項目

基本方針に基づく具体的な取組項目は、行動計画に別途定めるものとします。

3. 推進期間

第3次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

また、行動計画の期間も大綱と同様5年間としますが、目標を持って的確かつ戦略的に実行するため、策定後2年が経過する平成30年を目途に行動計画の検証を行い、目標達成に向けて取り組み内容や進め方を検討し、必要に応じて見直しを行うものとします。

併せて、次期行財政改革大綱・行動計画の策定に向け、平成31年から検証・ 検討を始めます。

4. 推進体制

行財政改革の取り組みを着実に推進するために、市行財政改革推進本部において厳格に進行管理を行います。また、行財政改革の進捗状況は、市民代表等からなる市行財政改革審議会に適宜報告し、多面的な観点から評価や意見を求めるとともに、さまざまな広報手段を通じて市民にわかりやすく公表していきます。